

議 第 47 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。